

一関市花泉総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

改正前			改正後		
別表（第17条関係）			別表（第17条関係）		
利用区分	単位	使用料	利用区分	単位	使用料
電気器具等（消費電力量500W以上のものに限る。） を持込使用する場合の電気料金	1回につき消費電力量1kWhまで	50円	電気器具等（消費電力量の合計が500Wを超える場合に限る。） を持込使用する場合の電気料金	コンセント1か所につき1時間（コンセント1か所当たりの消費電力量は1500Wまでとする。）	50円
	1回につき消費電力量1kWhを超える場合	3kWhまでは100円とし、3kWh増えるごとに50円を加算する。			
[略]			[略]		

様式第1号(第5条関係)
(その1)

花泉総合福祉センター利用許可申請書
年 月 日

一 関市長 様

申請者住所(所在地)
(団体名)
氏名(代表者名)
利用責任者名
連絡先(電話)

次のとおり利用許可を申請します。

利用日時	月 日()午 前後 時 分から 月 日()午 前後 時 分まで							
利用目的・内容								
利用施設名	大ホール全面 和室 1 和室 2 小会議室 中会議室 相談室 栄養指導室 食堂 大ホール半面 和室 3							
特別利用	暖房 冷房 電気器具 ガス器具							
募集予定人員	小中 人 高校 人 一般 男 人 老人 人 計 人 女 人							
入場料	有 (小中 円 高校 円 一般 円) ・ 無							
減免申請	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">有</td> <td> <input type="checkbox"/> 市・土地改良区・共済組合等の公共団体(国・県・他市町村は除く)による事業 <input type="checkbox"/> 市の委託事業 <input type="checkbox"/> 市の共催事業 <input type="checkbox"/> 文化協会・体育協会等、地域団体による会議・研修会・講演会 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会・ボランティアグループ・青少年健全育成団体等による事業 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等によるまちづくり・ボランティア活動 <input type="checkbox"/> その他特に公益性を認める事業(100%以内) (%) </td> <td> <input type="checkbox"/> 市の後援事業 <input type="checkbox"/> 文化協会・体育協会等、地域団体による会員の趣味教養活動 <input type="checkbox"/> 生涯学習活動団体による趣味教養活動 </td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	有	<input type="checkbox"/> 市・土地改良区・共済組合等の公共団体(国・県・他市町村は除く)による事業 <input type="checkbox"/> 市の委託事業 <input type="checkbox"/> 市の共催事業 <input type="checkbox"/> 文化協会・体育協会等、地域団体による会議・研修会・講演会 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会・ボランティアグループ・青少年健全育成団体等による事業 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等によるまちづくり・ボランティア活動 <input type="checkbox"/> その他特に公益性を認める事業(100%以内) (%)	<input type="checkbox"/> 市の後援事業 <input type="checkbox"/> 文化協会・体育協会等、地域団体による会員の趣味教養活動 <input type="checkbox"/> 生涯学習活動団体による趣味教養活動	無	無		
有	<input type="checkbox"/> 市・土地改良区・共済組合等の公共団体(国・県・他市町村は除く)による事業 <input type="checkbox"/> 市の委託事業 <input type="checkbox"/> 市の共催事業 <input type="checkbox"/> 文化協会・体育協会等、地域団体による会議・研修会・講演会 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会・ボランティアグループ・青少年健全育成団体等による事業 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等によるまちづくり・ボランティア活動 <input type="checkbox"/> その他特に公益性を認める事業(100%以内) (%)		<input type="checkbox"/> 市の後援事業 <input type="checkbox"/> 文化協会・体育協会等、地域団体による会員の趣味教養活動 <input type="checkbox"/> 生涯学習活動団体による趣味教養活動	無				
	無							
備考								

注 1 利用責任者名は、当日の責任者であること。
2 定期的に使用する者は(その2)を、別紙として用いること。
3 プログラム、パンフレット等がある場合は添付すること。

決定	許可書	使 用 料		受 付
		基本使用料(ア)	円	
許可	第 号	特別使用料(イ)	円	○
		計(ア)+(イ)=(ウ)	円	
不許可	年月日	減免理由	条例第7条 適用	○
		減免額(エ)	円	
		納付額(ウ)-(エ)	円	
		納付年月日	年月日	

(その2)

[略]

様式第1号(第5条関係)
(その1)

花泉総合福祉センター利用許可申請書
年 月 日

一 関市長(指定管理者) 様

申請者住所(所在地)
(団体名)
氏名(代表者名)
利用責任者名
連絡先(電話)

次のとおり利用許可を申請します。

利用日時	月 日()午 前後 時 分から 月 日()午 前後 時 分まで							
利用目的・内容								
利用施設名	大ホール全面 和室 1 和室 2 小会議室 中会議室 相談室 栄養指導室 食堂 大ホール半面 和室 3 中会議室 3							
特別利用	暖房 冷房 電気器具 ガス器具							
募集予定人員	小中 人 高校 人 一般 男 人 老人 人 計 人 女 人							
入場料	有 (小中 円 高校 円 一般 円) ・ 無							
減免申請	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">有</td> <td> <input type="checkbox"/> 市・土地改良区・共済組合等の公共団体(国・県・他市町村は除く)による事業 <input type="checkbox"/> 市の委託事業 <input type="checkbox"/> 市の共催事業 <input type="checkbox"/> 文化協会・体育協会等、地域団体による会議・研修会・講演会 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会・ボランティアグループ・青少年健全育成団体等による事業 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等によるまちづくり・ボランティア活動 <input type="checkbox"/> その他特に公益性を認める事業(100%以内) (%) </td> <td> <input type="checkbox"/> 市の後援事業 <input type="checkbox"/> 文化協会・体育協会等、地域団体による会員の趣味教養活動 <input type="checkbox"/> 生涯学習活動団体による趣味教養活動 </td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	有	<input type="checkbox"/> 市・土地改良区・共済組合等の公共団体(国・県・他市町村は除く)による事業 <input type="checkbox"/> 市の委託事業 <input type="checkbox"/> 市の共催事業 <input type="checkbox"/> 文化協会・体育協会等、地域団体による会議・研修会・講演会 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会・ボランティアグループ・青少年健全育成団体等による事業 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等によるまちづくり・ボランティア活動 <input type="checkbox"/> その他特に公益性を認める事業(100%以内) (%)	<input type="checkbox"/> 市の後援事業 <input type="checkbox"/> 文化協会・体育協会等、地域団体による会員の趣味教養活動 <input type="checkbox"/> 生涯学習活動団体による趣味教養活動	無	無		
有	<input type="checkbox"/> 市・土地改良区・共済組合等の公共団体(国・県・他市町村は除く)による事業 <input type="checkbox"/> 市の委託事業 <input type="checkbox"/> 市の共催事業 <input type="checkbox"/> 文化協会・体育協会等、地域団体による会議・研修会・講演会 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会・ボランティアグループ・青少年健全育成団体等による事業 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等によるまちづくり・ボランティア活動 <input type="checkbox"/> その他特に公益性を認める事業(100%以内) (%)		<input type="checkbox"/> 市の後援事業 <input type="checkbox"/> 文化協会・体育協会等、地域団体による会員の趣味教養活動 <input type="checkbox"/> 生涯学習活動団体による趣味教養活動	無				
	無							
備考								

注 1 利用責任者名は、当日の責任者であること。
2 定期的に使用する者は(その2)を、別紙として用いること。
3 プログラム、パンフレット等がある場合は添付すること。

決定	許可書	使 用 料		受 付
		基本使用料(ア)	円	
許可	第 号	特別使用料(イ)	円	○
		計(ア)+(イ)=(ウ)	円	
不許可	年月日	減免理由	条例第7条 適用	○
		減免額(エ)	円	
		納付額(ウ)-(エ)	円	
		納付年月日	年月日	

(その2)

[略]

様式第2号(第6条関係)

(表)

第 年 月 日 号

様

一関市長 印

花泉総合福祉センター利用許可書の交付について

年 月 日付けで申請のあった花泉総合福祉センターの利用について、次のとおり利用許可書を交付します。

花泉総合福祉センター利用許可書

利用日時	月 日()午 前 後 時 分から 月 日()午 前 後 時 分まで
利用目的・内容	
利用施設名	大ホール全面 和室 1 大ホール半面 和室 2 小会議室 中会議室 相談室 栄養指導室 食堂 和室 3
特別利用	暖房 冷房 電気器具 ガス器具
参集予定人員	小中 人 高校 人 一般 男女 人 老人 人 計 人
入場料	有(小中 円 高校 円 一般 円)・無
利用責任者	
備考	
条 件	1 利用権利を譲渡し、又は転貸しないこと。 2 利用時間を厳守すること。 3 裏面注意事項を遵守し、職員の手指示に従うこと。 4 その他条例及び規則に違反しないこと。

注 定期的に利用する者に対する許可書には、様式第1号(その2)を別紙として添付すること。

(裏)

利用上の注意

- この許可書は、利用当日必ず交付に提示してください。
- 施設等の利用については、すべて職員の手指示に従ってください。
- 火気の取扱いについては、特に注意し、定められた場所以外での使用は厳に禁止いたします。
- 利用目的、利用条件及び利用に関する諸規程並びに職員の手指示に従わないときは、利用を停止し、又は取り消すことがあります。
- 準備と後片付けに要する時間は、利用許可時間に含まれていませから時間内に準備し、また、後片付けが終わるようになしてください。時間を超過したときは、超過料金をいただきます。
- 利用中に、建物、施設その他備付器具等を壊したり、なくしたときは、その費用を弁償していただきます。
- 利用終了後、直ちに施設や設備を元の状態にして職員の手検を受けてください。これを履行しないときは、その費用を徴収いたします。

様式第2号(第6条関係)

(表)

第 年 月 日 号

様

一関市長(指定管理者) 印

花泉総合福祉センター利用許可書の交付について

年 月 日付けで申請のあった花泉総合福祉センターの利用について、次のとおり利用許可書を交付します。

花泉総合福祉センター利用許可書

利用日時	月 日()午 前 後 時 分から 月 日()午 前 後 時 分まで
利用目的・内容	
利用施設名	大ホール全面 和室 1 中会議室 1 大ホール半面 和室 2 小会議室 中会議室 2 相談室 栄養指導室 食堂 和室 3 中会議室 3
特別利用	暖房 冷房 電気器具 ガス器具
参集予定人員	小中 人 高校 人 一般 男女 人 老人 人 計 人
入場料	有(小中 円 高校 円 一般 円)・無
利用責任者	
備考	
条 件	1 利用権利を譲渡し、又は転貸しないこと。 2 利用時間を厳守すること。 3 裏面注意事項を遵守し、職員の手指示に従うこと。 4 その他条例及び規則に違反しないこと。

注 定期的に利用する者に対する許可書には、様式第1号(その2)を別紙として添付すること。

(裏)

利用上の注意

- この許可書は、利用当日必ず交付に提示してください。
- 施設等の利用については、すべて職員の手指示に従ってください。
- 火気の取扱いについては、特に注意し、定められた場所以外での使用は厳に禁止いたします。
- 利用目的、利用条件及び利用に関する諸規程並びに職員の手指示に従わないときは、利用を停止し、又は取り消すことがあります。
- 準備と後片付けに要する時間は、利用許可時間に含まれていませから時間内に準備し、また、後片付けが終わるようになしてください。時間を超過したときは、超過料金をいただきます。
- 利用中に、建物、施設その他備付器具等を壊したり、なくしたときは、その費用を弁償していただきます。
- 利用終了後、直ちに施設や設備を元の状態にして職員の手検を受けてください。これを履行しないときは、その費用を徴収いたします。

様式第3号(第8条関係)

特別設備承認申請書

年 月 日

一関市長 様

申請者 住所
氏 名

次のとおり特別設備を設置したいので承認してください。

設 置 場 所	
設 置 年 月 日	月 日 午 前 時 分 から 月 日 午 前 時 分 まで
設置するものの 名称及び構造	
目 的	
設 置 する 者	
摘 要	

様式第3号(第8条関係)

特別設備承認申請書

年 月 日

一関市長(指定管理者) 様

申請者 住所
氏 名

次のとおり特別設備を設置したいので承認してください。

設 置 場 所	
設 置 年 月 日	月 日 午 前 時 分 から 月 日 午 前 時 分 まで
設置するものの 名称及び構造	
目 的	
設 置 する 者	
摘 要	

様式第4号(第9条関係)

特 別 設 備 承 認 書

第 号
年 月 日

様

一関市長



次のとおり特別設備設置を承認します。

設 置 場 所	
設 置 年 月 日	月 日 午 前 後 時 分 から 月 日 午 前 後 時 分 まで
設置するものの 名称及び構造	
目 的	
設 置 す る 者	
注 意 事 項	
摘 要	

様式第4号(第9条関係)

特 別 設 備 承 認 書

第 号
年 月 日

様

一関市長(指定管理者)



次のとおり特別設備設置を承認します。

設 置 場 所	
設 置 年 月 日	月 日 午 前 後 時 分 から 月 日 午 前 後 時 分 まで
設置するものの 名称及び構造	
目 的	
設 置 す る 者	
注 意 事 項	
摘 要	

様式第5号(第14条関係)

花泉総合福祉センター利用許可取消申請書

一関市長 様

年 月 日

住所(所在地)
(団体名)
氏名(代表者名)

年 月 日付け許可第 号による花泉総合福祉センターの利用については、
次の理由により取消したいので承認されるよう申請します。

取 消 し の 理 由	
----------------------------	--

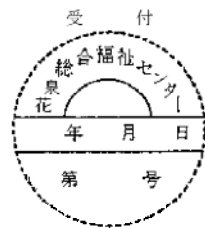
記事

.....

.....

.....

.....



様式第5号(第14条関係)

花泉総合福祉センター利用許可取消申請書

一関市長(指定管理者) 様

年 月 日

住所(所在地)
(団体名)
氏名(代表者名)

年 月 日付け許可第 号による花泉総合福祉センターの利用については、
次の理由により取消したいので承認されるよう申請します。

取 消 し の 理 由	
----------------------------	--

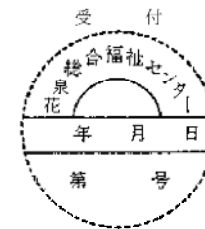
記事

.....

.....

.....

.....



様式第6号(第14条関係)

花泉総合福祉センター利用許可事項変更申請書

一関市長 様 年 月 日

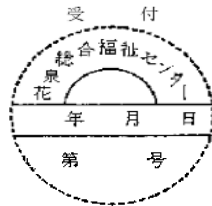
申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け許可第 号による花泉総合福祉センターの利用については、次のとおり変更したいので承認されるよう申請します。

変 更 内 容	
変 更 理 由	

記事

.....



様式第6号(第14条関係)

花泉総合福祉センター利用許可事項変更申請書

一関市長(指定管理者) 様 年 月 日

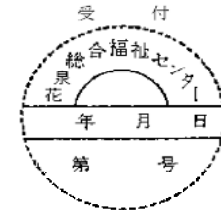
申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け許可第 号による花泉総合福祉センターの利用については、次のとおり変更したいので承認されるよう申請します。

変 更 内 容	
変 更 理 由	

記事

.....



備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。